

郡山市公共下水道整備事業
(御前南第二地区)

要求水準書 (案)

令和5 (2023) 年12月

郡山市上下水道局

目次

| | | |
|----|------------|----|
| 第1 | 総則 | 1 |
| 1 | 要求水準書の位置づけ | 1 |
| 2 | 用語の定義 | 1 |
| 3 | 本事業の概要 | 1 |
| 4 | 受注者に求める役割 | 3 |
| 5 | 工事目的物 | 3 |
| 第2 | 要求水準 | 5 |
| 1 | 共通事項 | 5 |
| 2 | 調査要件 | 5 |
| 3 | 設計要件 | 6 |
| 4 | 施工要件 | 7 |
| 第3 | 業務仕様 | 8 |
| 1 | 共通仕様 | 8 |
| 2 | 設計に関する仕様 | 11 |
| 3 | 施工に関する仕様 | 14 |

別紙1 リスク分担表 (案)

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

この要求水準書は、発注者となる郡山市上下水道局が本事業の工事目的物等に要求する性能等についての水準を示すものである。応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

なお、優先交渉権者として選定され交渉成立のもと受注者となった者は、本事業の契約期間にわたって要求水準及び提案事項を遵守しなければならない。

2 用語の定義

本要求水準書にて用いる用語について以下のとおり定める。

- ・本事業 : 郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）をいう。
- ・設計 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・工事 : 設計及び施工をいう。
- ・工事目的物 : 工事の目的物である構造物をいう。
- ・設計成果物 : 受注者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・監理技術者等 : 本事業の施工実施にあたり、下請け金額に応じ配置される監理技術者又は主任技術者をいう。
- ・技術提案 : 工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・設計図書 : 設計書、要求水準書及びこれらの図書に対する質問回答書並びに設計成果物をいう。
- ・設計図書（設計成果物を除く。） : 設計書、要求水準書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。

3 本事業の概要

(1) 本事業の目的

郡山市（以下「本市」という。）では、市民の皆様に快適な暮らしを提供するため、自然環境及び生活環境の保全に努め、下水道未普及地域の早期解消を目途とし、下水道未普及解消事業を進めている。現状、本市の汚水処理人口普及率は93.2%（令和4（2022）年度末現在）となっており、より一層の効率的・効果的な事業推進が求められる状況にある。

このような状況を踏まえ、国が目標として掲げている令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%を達成するために、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）を採用することとした。

以上を踏まえ、DB方式による官民連携手法を採用することにより、効率的・効果的な事業の推進が図られ、整備加速化が達成されることを本事業の目的とする。

(2) 事業名称

郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）

(3) 公共施設等の管理者の名称

郡山市上下水道事業管理者 野崎 弘志

(4) 事業場所

図 1-1 のとおり。

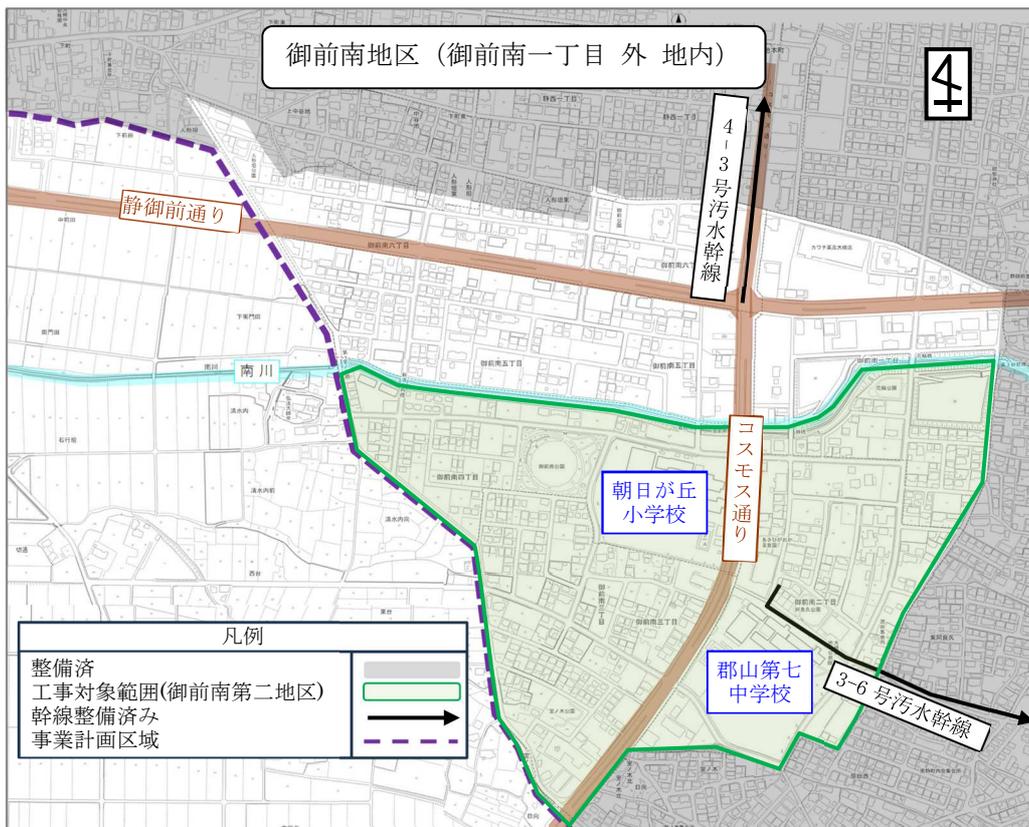


図 1-1 御前南第二地区（概要図）

(5) 事業形態

ア 発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して受注者に委ねる DB 方式とする。

イ 契約の形態

発注者は、優先交渉権者として選定されたものとの交渉成立をもって、本事業に関する工事請負契約を締結する。

ウ 事業期間

契約日の翌日から令和 9（2027）年 3 月 17 日まで（ただし、完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。）

エ 本事業の対象範囲

本事業の工事対象範囲は以下とおりとする。受注者は、以下の工事対象範囲を一体として実施するものとする。

(ア) 設計

- ・ 測量
- ・ 地質調査
- ・ 実施設計

(イ) 施工

4 受注者に求める役割

受注者は、発注者が予め実施した基本設計の結果を踏襲又は改めた技術提案に基づき、構造物の構造形式や主要諸元も含め設計及び施工を一体として行うものとする。

また、受注者は、独自技術やノウハウを最大限に生かすことにより、本市の公共事業の向上及び諸課題の解決を技術提案に基づき行うものとする。

5 工事目的物

発注者が想定する工事目的物となる下水道施設の概要を表 1-1 に、設計条件を表 1-2 に示す。表 1-1 及び表 1-2 は、本事業の目的を達成するにあたり、発注者が予め実施した基本設計を受け設定したものとなる。ただし、本事業の目的を達成することを前提としたうえで、本要求水準書の定めを満たす限りにおいて、受注者の応募時提案に基づき構造物の構造形式や主要諸元も含め表 1-1 及び表 1-2 の見直しを可能とする。

なお、想定される工事目的物に関する詳細については、【参考資料 公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書 令和5年3月】のとおりとする。

表 1-1 下水道施設の概要

| 区分 | 種別 | | 数量 | 単位 | 備考 |
|---------|----------|------|---------|----|----|
| 土木 | 開削工 | 自然流下 | 約 6,980 | m | |
| | | 圧送 | 約 230 | m | |
| | 推進工 | | 約 130 | m | |
| | マンホール工 | | 約 200 | 基 | |
| | 取付管及び柵工 | | 約 500 | 基 | |
| 機械・電気設備 | マンホールポンプ | | 約 3 | 基 | |

表 1-2 下水道施設の設計条件

| 項目 | 設計条件 | |
|-------------|--------|--|
| 管径・工法及び延長 | 開削工法 | 自然流下：φ 200mm 約 6,980 m 圧送：φ 75mm 約 170 m 圧送：φ 100mm 約 60 m |
| | 推進工法 | φ 200mm 約 130 m |
| | 特殊構造物 | 耐震設計 有 マンホール形式ポンプ場（2次製品） 約 3 基 機械電気設備含む |
| | 報告書作成 | 有 |
| 設計協議 | 有 | |
| 施工法等の比較検討 | 無 | |
| 耐震計算（応答変位法） | 有 | |
| 耐震設計 | 重要な幹線等 | レベル 1 及びレベル 2 地震動 |
| | その他の管路 | レベル 1 地震動 |
| 設計条件補正 | 無 | |
| 地盤条件補正 | 無 | |
| 工区数補正 | 無 | |
| その他補正 | 無 | |

第2 要求水準

1 共通事項

(1) 基本的な考え方

本市公共下水道事業全体として調和のとれたものになるよう留意して、以下を踏まえ管路施設の整備を行うものとする。

- 構造上安全で、水理的な諸条件を満たし、必要な能力を備えていること。
- 法令や基準に準拠していること。
- 施工の安定性と工期短縮が図られていること。
- 施工上の安全が担保されていること。
- 近接する他工事等の影響要因に対し率先して調整を行い、円滑に工事を進めること。
- 地域住民の生活に配慮し施工が行われること。

2 調査要件

(1) 地下埋設物

現状確認できている地下埋設物は、【参考資料 公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書 令和5年3月】に示すとおりとなっている。

なお、当該地下埋設物については、発注者が予め行った基本設計を前提とするものであり、本基本設計の考えを踏襲するかに関わらず、受注者は自己の責任と負担において改めて地下埋設物調査を行うこととする。

(2) 土質条件

土質条件を【参考資料 令和4年度公共下水道（管きょ）地質調査委託（汚水その1）報告書】に示す。

なお、当該参考資料に示されていない既存のボーリング柱状図は、受注者の責任において資料を収集すること。

(3) 調査

ア 地下埋設物及び地上構造物調査

設計対象区域の上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物及び地上構造物について、種類、位置、形状、深さ、構造等をそれぞれの企業者が有する資料と照合し、確認すること。

イ 試掘調査

地下状況や影響物がないかを確認するため必要に応じ試掘調査を行うこと。なお、試掘実施に当たっては、発注者との協議のうえ試掘の位置等を決定すること。

ウ 井戸の調査

事前に井戸の有無を確認してから着手すること。井戸が有る場合については、地下水位の高さ、水質等の調査をし、建設工事による影響の有無を検討したうえで着手すること。

エ その他調査

その他、受注者が工事に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、発注者に提出を行い、実施すること。

3 設計要件

受注者は、以下の事項を踏まえ実施設計を行うこと。

(1) 前提要件

ア 管路施設の占有位置は、公道下とする。

イ 管渠の送水方法は自然流下方式を基本とし、圧送及び圧力方式の適用については、経済性と維持管理性を総合的に考慮し採用を決定すること。

(2) 耐震性能

工事目的物は、表 2-1 の耐震性能を有することとし、耐震性能の考え方は、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版（公益社団法人 日本下水道協会）」によるものとする。

表 2-1 工事目的物が保持すべき耐震性能

| 耐震性能 1 | | 耐震性能 2 | |
|------------------------|--------------------|---------------------|------------------------------|
| レベル 1 地震動 | | レベル 2 地震動 | |
| 重要な幹線等 及び その他の管路 | 設計流下能力を 確保できる性能 | 重要な幹線等 | 流下機能を確保できる性能 |
| | | 軌道や緊急輸送路 等下の埋設管路 | 流下機能を確保できる性能 交通機能を阻害しない性能 |

(3) 耐用年数

工事目的物は、表 2-2 の耐用年数を満足するものとする。

表 2-2 耐用年数

| 大分類 | 対象設備 | | 耐用年数 | |
|---------|-------------|---------|------|------|
| | 中分類 | 小分類 | | |
| 管路施設 | 管きよ（マンホール間） | 一式 | 50 年 | |
| | 柵 | 一式 | 50 年 | |
| | 取付管 | 一式 | 50 年 | |
| | マンホール | 本体 | | 50 年 |
| | | 鉄蓋（車道部） | | 15 年 |
| 鉄蓋（その他） | | 30 年 | | |
| ポンプ設備 | 汚水ポンプ設備 | 一式 | 15 年 | |

4 施工要件

(1) 工事用地

本事業実施にあたり、発注者が予め行った基本設計の結果に基づき、特段の工事用地の必要はないものと想定している。ただし、受注者が必要と認めた場合は、受注者の責任と費用負担のもと工事用地を設けることを妨げるものではない。なお、工事用地の確保手続については、受注者の責任のもと行うものとする。

(2) 保全要件

- ア 適正な労働賃金の維持等により建設労働者を確保し、労働条件の改善、労働災害の防止に努めること。
- イ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報を速やかに発注者に報告し、併せてその経緯を取りまとめのうえ、当該日中に発注者に報告すること。
- ウ 受注者は、法定外労働者災害補償制度を契約するとともに、当該契約を締結したことを証明する書類を提出しなければならない。

(3) 近隣

- ア 受注者は、近隣に及ぼす諸影響について調査検討し、近隣住民等へ十分な説明を行ったうえで調整を行い、工事の円滑な進行を図ること。
- イ 受注者は、工事着手に先立ち、近隣の小中学校はじめ各種公共施設及び各種コミュニティに工事箇所を通知する等、近隣への工事情報の周知を徹底すること。
- ウ 本施設及び近隣への対応について、受注者は、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告すること。なお、受注者が自主的に近隣住民等に対し説明等を行う場合は、予め発注者の承諾を得たうえで行うこと。
- エ 本事業区間に施工時期、施工時間等の制約条件がある場合は、適切な処置を行うこと。
- オ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための対策を講じること。

(4) 障害時対応

- ア 隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- イ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように対応すること。

第3 業務仕様

1 共通仕様

(1) 本事業に関する主な法令等

受注者は、工事を実施するに当たり必要とされる関係法令、諸基準等及び郡山市条例等を遵守すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき主なものは、次のとおりである。

ア 法令及び諸基準等

- ・ 下水道土木工事必携（案）記載の諸法令及び諸基準並びに別記通達類
- ・ 必要に応じ、その他本事業に関連する法令等

イ 郡山市条例等

- ・ 郡山市下水道条例（昭和45年3月25日郡山市条例第34号）
- ・ 郡山市下水道条例施行規程（平成29年4月1日郡山市上下水道局規程第15号）
- ・ 郡山市私道内公共下水道布設要綱（平成29年4月1日）
- ・ その他本事業に関連する条例等

(2) 本事業に関する主な技術図書

受注者が、本事業を実施するに当たり前提とされる技術図書について以下に示す。

なお、以下の技術図書によらないものについては、当該技術の根拠となる資料を提示のうえ、発注者の許可を得ること。

ア 参考図書等

工事の実施に当たっては、「郡山市設計委託標準仕様書」に記載の図書等を参考とすること。

イ 仕様書等

- ・ 共通仕様書土木工事編（福島県土木部）
- ・ 共通仕様書業務委託編（福島県土木部）
- ・ 郡山市設計委託標準仕様書
- ・ 郡山市管路施設設計実施要領（実施設計留意点）
- ・ その他本事業に関連する仕様書等

ウ 積算基準

本事業に適用する積算基準は次のとおりである。

- ・ 土木工事標準積算基準（福島県土木部）
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・ その他関係する積算基準等

エ 参考資料

- ・ 令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書 令和5年3月
- ・ 令和4年度公共下水道（管きよ）地質調査委託（汚水その1）報告書 令和5年2月

(3) 共通事項

ア 書面主義

本事業の実施にあたっては、「郡山市土木設計施工標準請負契約約款第1条第6項」及び「(2) 本事業に関する主な技術図書」記載の指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、協議、提出、報告、回答及び解除等に用いる書面は、「共通仕様書土木工事編（福島県土木部）」に基づき同県が指定する「工事打合せ簿」に限るものとし、当該書面によらないものについては、発注者が別途書面にて指定した場合を除き無効とする。

イ 全体工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。全体工程表は、設計及び施工を包括したものとし、作業工程の脱漏や不具合がないよう留意のうえ、必要に応じ適宜更新すること。

ウ 安全等の確保

- (ア) 受注者は、工事实施に際しては、施工に関わる者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- (イ) 受注者は、工事实施に当たり事故が発生しないよう、工事に関わるものに対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (ウ) 受注者は、交通誘導警備員の配置について、現地調査のうえ、配置箇所・配置人員等について配置計画を検討し、適切な人数を配置しなければならない。なお、必要に応じて所轄警察署と協議のうえ、配置計画を決定すること。

エ 関係機関等との調整

- (ア) 本事業に関連する関係機関への手続きのうち、現時点で想定されるものは表 3-1 に示すものとなる。表 3-1 に記載がない手続きについても、本事業の遂行に必要なものがあれば、以下と同様の措置を講ずること。
- (イ) 受注者は、発注者が行う関係機関への手続きについて、全体工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、発注者へ提出しなければならない。また、その際の協議には同席すること。
- (ウ) 受注者は、受注者が行う関係機関への手続きについては適宜対応のうえ、当該手続きの経緯が確認できる書類を発注者へ提出すること。
- (エ) 受注者が関係機関から調整の依頼を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議すること。

表 3-1 関係機関手続一覧

| 手続内容 | 手続対象 | | 関係機関 |
|------------------|------|--------------|--------------------------------|
| 占有許可申請 関係機関協議 | 道路 | 市道 | 郡山市建設部道路維持課 |
| | 河川 | 一級河川南川 | 福島県県中建設事務所管理課、 行政課 |
| 関係機関 協議 | 道路使用 | 道路使用許可 | 郡山警察署 |
| | 上水道 | 配水管(個人給水管除く) | 郡山市上下水道局水道施設課 |
| | 下水道 | 下水道管 | 郡山市上下水道局下水道保全課 |
| | 雨水管 | 雨水管 | 郡山市建設部道路維持課 |
| | 消火栓 | 防火水槽 | 郡山市総務部防災危機管理課 |
| | 疏水 | 安積疏水 | 安積疏水土地改良区工務課 |
| | 電力 | 配電線路 | 東北電力ネットワーク(株)郡山電力 センター配電工事課 |
| | | 送電線路 | 東北電力ネットワーク(株)郡山電力 センター送電課 |
| | 電話 | NTT線 | (株)NTT-ME |
| ガス | ガス管 | 東部ガス(株) | |

2 設計に関する仕様

設計に関する仕様については、以下のとおりとする。

なお、設計に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 共通

ア 検討資料

- (ア) 工事实施に伴う各種算出根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。
- (イ) 工事实施に伴う各種参考文献やその他資料を引用した場合は、その文献、資料の名称、記載個所を明記すること。また、その参考文献を用いることができる理由についても技術的な知見から明らかにすること。
- (ウ) 本事業中に対象施設に係る関係機関との調整が必要となった場合、必要な資料を整理し作成すること。詳細については、都度、発注者と協議のうえ、決定する。
- (エ) 業務を履行するうえで技術的知見及び資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うこと。業務の高い質を確保することに努めるとともに、社内審査及び照査を実施し成果物に誤りがないよう努めること。

イ 審査及び検査

- (ア) 設計成果物の素案作成時の審査について、受注者は、発注者が指示した業務について項目ごとに素案が出来た時点で、発注者による確認を受けること。
- (イ) 設計成果物の検査について、受注者は、工事着手の14日前までに提出し、設計完了時の発注者の設計成果物検査を受けること。
- (ウ) 設計成果物の検査について、訂正を指示された箇所は直ちに訂正すること。
- (エ) 設計の検査に合格後、設計成果物を納品すること。

ウ 設計成果物

受注者は、設計における一連の結果を設計成果物としてとりまとめて提出すること。成果物の部数については次のとおりとする。

| | |
|------------------------|----|
| 報告書 測量設計編（装丁：黒表紙金文字入り） | 1部 |
| 報告書概要版 | 1部 |
| 報告書 地質調査編（装丁：黒表紙金文字入り） | 1部 |
| 作成された資料の電子媒体（CD、DVD等） | 1部 |

なおデータのファイル形式について、報告書はPDF形式及びwordもしくはexcel形式、図面はSXF形式とする。

(2) 測量

測量に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、共通仕様書業務委託編（福島県土木部）に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア 目的

設計するために必要な占用路線の状況把握を目的として測量調査を行う。

イ 内容

- ・ 基準点測量
- ・ 水準測量
- ・ 中心線測量
- ・ 仮 BM 設置測量
- ・ 縦断測量
- ・ 横断測量
- ・ 現地測量
- ・ その他必要な測量
- ・ 報告書作成

(3) 地質調査

地質調査に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、共通仕様書業務委託編（福島県土木部）に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア 目的

設計するために必要な土質定数の把握及び建設発生土の処分に伴う土砂検定試験を目的として地質調査を行う。

イ 内容

- ・ 機械ボーリング（土質ボーリング、岩盤ボーリング等）
- ・ サウンディング及び原位置試験（標準貫入試験、現場透水試験、地中ガス調査等）
- ・ 土質試験（密度試験、圧縮強度試験、土砂検定等）
- ・ その他必要な地質調査
- ・ 報告書作成

ウ 地盤定数の設定

地盤定数は、室内土質試験結果、N値による算出結果の順に優先的に採用し、各種試験値がない層準については下記の文献による推定値を比較し採用すること。なお、算出値に端数がでる場合は、小数点以下は切り捨てとする。また、粘性土におけるせん断抵抗角（ ϕ ）、砂質土における粘着力（ c ）については、安全側を考慮し評価しないこと。

- ・ 日本道路協会（道路橋示方書）
- ・ NEXCO（設計要領）

エ 代表 N 値の設定

データのばらつきを変動係数（ V =標準偏差/平均 N 値）による統計処理を行い、補正が必要なデータについては標準偏差を用いて平均 N 値を補正し、代表 N 値を設定すること。なお、小数点以下は切り捨てとする

オ 土のせん断抵抗角（内部摩擦角）の推定式による算出

各層準のせん断抵抗角 ϕ （度）は、各層中央部において当該層準の各孔代表 N 値を用いて算出すること。なお、小数点以下は切り捨てとする。

カ 柱状図

調査位置については地番まで記載すること。また、土層区分の表土および盛土層につ

いての土質（砂、粘土など）を記載すること。

(4) 実施設計

実施設計に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、郡山市設計委託標準仕様書の「第4章 設計細則（基本設計）」、「第5章 設計細則（新設及び改築・詳細設計）」及び「第7章 提出図書」並びに郡山市管路施設設計実施要領（詳細設計留意点）に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア 設計協議

業務の実施に当たり、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互で確認のうえ、打合せ簿として提出する。

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録、相互確認のうえ、打合せ簿として提出する。

イ 現地調査（資料の収集・整理、現況調査）

受注者は、発注者が提供する資料（既設施設のしゅん工図等）のほか、業務上必要な資料の収集、調査を行い、現況調査の基礎資料とする。

受注者は、設計路線の踏査、公私道の調査、公図・土地所有者の確認、地下埋没物の調査、支障となる物件（電柱、架空線等の調査）、近接構造物の具体的調査、掘削規制区間等の調査を行う。

また、地形及び地質の自然状況、沿道、交差、周辺構造物、土地利用状況、車両交通量等について調査を行い、資料収集結果と共に整理し、問題点を抽出したうえで、報告書に取りまとめるものとする。

ウ 設計計画

設計図書に示す事項、現地調査結果、収集資料等に基づき、工事目的物、仮設及び付帯物について工法比較、構造計画、仮設計画、施工計画、工事工程等の整理及び検討を行うものとする。

設計計画については、極力他施設の移設が生じない計画とすること。やむを得ず移設が生じる場合については、発注者と協議したうえで、発注者が要求する資料を速やかに提出すること。

また、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように施工計画及び仮設等にて万全な対策を設けること。

エ 各種計算

設計計画に基づき、水理計算、構造計算（耐震設計含む）及び仮設計算等を行うものとする。

オ 図面作成

決定した案に基づき、案内図、平面図、断面図、配管図、縦断図、仮設構造図及びその他指定する図書を作成する。

カ 数量計算

決定した設計図面に基づき、以下に示す施工数量等を作成する。

- ・ 内訳書
- ・ 数量計算書（上下水道局工事工種体系に沿うもの）
- ・ 積算資料（見積書、見積条件書含む）
- ・ 工期算定調書

3 施工に関する仕様

施工に関する仕様については、以下のとおりとする。なお、詳細については共通仕様書土木工事編（福島県土木部）に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されることとする。

なお、施工に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 建設副産物の取扱い

本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となる。受注者は、工事の実施にあたり資源の有効な利用を図り、廃棄物発生抑制及び環境の保全に資することが求められる。

また、工事の実施に伴い生じる建設発生土及び建設廃棄物については、以下を踏まえ適正に措置を講じなければならない。

- ア 建設発生土及び産業廃棄物等の処理については、搬出先施設を受注者自らが選定し、施工計画書に記載のうえ、発注者に提出しなければならない。なお、産業廃棄物については県登録施設から搬出先を選定すること。
- イ 建設発生土は、原則場外搬出とする。ただし、発生土を使用する場合は、利用が可能か目視又は土質試験により確認し、発注者と協議するものとする。
- ウ 工事の実施に伴い発生する排水については、関係法令を遵守し適切な処置を行うこと。

(2) 舗装の切断作業時に発生する排水の処理

工事の実施に伴い発生する排水のうち、舗装切断作業時に発生する排水の処理については以下のとおりとする。

- ア 受注者は、舗装切断作業に伴い切断機械から発生する排水に対し、排水吸引機能を有する切断機械等により回収したうえで、産業廃棄物（汚泥）として処理すること。
- イ 産業廃棄物の排出事業者となる受注者は、産業廃棄物の処理を委託するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正処理のために必要となる廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供すること。
- ウ 当該排水の処理に関し、排水量、処分量に変更が生じた場合は、受注者が取り纏めた排水量、処分量（産業廃棄物管理票（マニフェスト））等の情報をもとに、発注者との協議結果を踏まえ設計変更の措置を講ずる。
- エ 当該排水の処理の運搬に関し、受注者自らが実施することを原則とするが、これにより難しい場合は、発注者と協議し措置を講ずるものとする。
- オ 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様の吸引装置を利用するなど、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵につ

いては、適正な運搬・処理を実施すること。

カ 受注者は、品質管理（検査含む）時に実施するコア抜きなどコンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理についても受注者の費用負担のもと、アからオと同様の措置を講ずること。

(3) 資機材等の調達

工事の実施にあたり必要となる工事用電力、現場事務所及び作業ヤード等の土地使用並びに資機材等の調達に伴う一切の費用は、発注者が別途指定する者を除き受注者の負担とする。

(4) 管路施設の布設及び設置

ア 本管に対し連続して支管を布設する際は、支管同士の離隔を 1m 以上確保すること。

イ 汚水柵を設置する場合は、事前に「汚水柵設置位置申請書及び土地使用承諾書」により権利者に承諾を得てから施工することとし、原本については発注者に提出すること。ただし、長期不在、連絡先不明など権利者承諾に問題等が生じた場合は、発注者に速やかに協議すること。

ウ 既設埋設管に接近して掘削を行う場合は、人力掘削で埋設物を確認し破損事故のないように十分留意して施工すること。万一破損した場合は、ただちに関係者に報告するとともに、工事を中止し破損箇所の復旧に全力を注ぐこと。

(5) 仮設工及び付帯工

仮設工及び付帯工の実施に当たっては、地形、立坑寸法と深度、周辺への影響等を考慮のうえ安全な施工を選定し、周辺の環境に即した騒音及び振動軽減対策を講ずること。

また、工事用地の使用は、現況復旧を原則としたうえで、以下に留意し実施すること。

ア 立坑については、本設として工事目的物への転用を認める。

イ 土留め材は、可能な限り撤去すること。

ウ 施工上、本市が所有する埋設物、フェンス、植栽及びその他工作物等が支障になる場合は、受注者の責任において移設、撤去、復旧及びその他必要な処置を行う。

エ 撤去したフェンス、植栽等は、保管状況が良好であれば再利用を認める。

オ 路面復旧にあたっては、交通開放に先立ち加熱合材等による舗装をもって復旧とする。

カ 路面復旧範囲及び舗装構成は、道路管理者と協議のうえ、決定する。